

## 利用登録について

センターは、市民活動を行う団体及び個人が利用対象者となります。そのため、センターの機能を利用するには、利用登録が必要となります。

### 1 登録の要件

以下の要件すべてを満たした団体・個人が利用することができます。

- ① 自主的に行う活動であること。
- ② 営利を目的としていない活動であること。(\*1)
- ③ 不特定多数の利益の増進に寄与すること(公益性)を目的とした活動であること。(\*2)
- ④ 主に那覇市に寄与する活動であること。(\*3)

※宗教活動、政治活動、選挙活動、公益を害するおそれのある活動を行うものは除きます。

(\*1) 営利目的の教室や、営業活動につながる利用はできません。ただし、企業等が職員のスキルを向上するために行う研修等で利用する場合は除きます。

(\*2) 限られたメンバーで実施する趣味、娯楽、スポーツ、レクリエーションなどの場合には、公益性があると認められません。ただし、不特定多数の参加者を受け入れる活動である場合や、受益の機会が不特定多数に開かれている場合は、公益性があると判断します。

(\*3) 今後、那覇市を中心に活動を展開しようとしている場合は、利用することができます。

### 2 登録の手続き

以下の書類を窓口で提出してください。

- ① なは市民活動支援センター（新規・更新・変更）利用登録申請書(第1号様式)
- ② 会則又はそれに準ずるもの（定款や規約等）
- ③ 会員名簿又はそれに準ずるもの（構成員名簿等）
- ④ 活動の内容がわかるパンフレット類
- ⑤ 申請者の身分証明書（提示のみ）

### 3 登録の有効期限

#### 登録の日の属する年度内(最長1年)

※有効期間経過後は、更新をしてください。

※登録内容(代表者・連絡先など)に変更が生じたときや、利用登録を抹消したい場合には、速やかにセンターへご連絡ください。

#### ■申請から登録までの流れ

##### 1 センターに来所していただき、ヒアリングを行います

- ・活動の目的は何か、センターをどう利用するか。
- ・営利目的、政治的、宗教的な活動に該当しないか。など

##### 2 センター利用登録申請書に必要事項を記入

- ・団体名、代表者、連絡先などを記入してもらいます。

##### 3 申請書と添付資料を提出

- ・直近の活動内容がわかるものを添付ください。  
(事業計画書等、プログラム等)

##### 4 審査・決定

- ・審査終了後、連絡担当者あて連絡します

##### 5 利用登録証を受け取る

- ・センター受付にて、利用登録証を受け取ってください。